

「警報による臨時休業」に関する規定

令和 8 年 6 月

岡山県立岡山御津高等学校

○暴風警報・暴風雪警報・大雪警報・レベル3大雨警報・レベル4大雨危険警報・レベル5大雨特別警報のいずれかが、午前7時の時点で岡山市に発令されているときは、臨時休業日とする。

○登校を開始する時点で居住地または岡山市に上記の警報のいずれかが発令されている場合は自宅待機とする。また、警報が発令されていなくても、登校が危険な場合は慎重に判断して無理な登校はせず学校に連絡の上、自宅待機とする。この生徒については臨時休業日とならなかった場合も事実を確認できれば出席扱いとする。

注) 気象庁は、警報・注意報を市町村単位で発令している。しかし、テレビ局によっては「岡山県全域」「岡山県南部」「岡山地域」に発令中と表現する場合がある。他局や気象庁ホームページ等を利用して市町村単位の発令状況を確認すること。岡山市に発令されていなければ、臨時休業にはならない。

また、学級閉鎖、学年閉鎖、休校、警報以外の理由による臨時休業については学校から連絡する。警報による臨時休業は、学校から（個々への）休業連絡を行わない。

閉鎖及び臨時休業となった場合、その後の指示・連絡は、保護者連絡帳アプリ「校支援」、Google Classroom、岡山御津高校のホームページ（スマートフォンからでもアクセス可能）に掲載するので、必ず確認すること。確認する手段がない場合は、学校に電話で問い合わせること。